

# さいたま市教組新聞

編集・発行/  
さいたま市  
教職員組合  
〒330-0843  
さいたま市大宮区  
吉敷町4-93-5  
大宮教育会館2F  
TEL 641-6763  
FAX 648-3567  
2019. 7. 18(木)  
No. 248

## やるべきは業務改善と 教職員定数改善!

### 私たちは変形労働時間制に反対します

「変形時間  
労働制」  
「栄養職員・  
栄養教諭の  
働き方改革」  
市教委交渉

いきなりの導入に抗議  
認めがたい「実労働時間は減らず  
残業時間だけが減る」という施策

7月4日、市役所会議室において、私たちさいたま市教職員組合が提出した「栄養職員・栄養教諭の働き方についての要求書」ならびに「変形労働時間制の試験的導入に対する要求書」に関して、市教委に対しての交渉を行いました。市教委からは澤田教職員人事課長、山本健康教育課長、井出教職員給与課長をはじめ8名の出席、市教組からは大澤委員長をはじめ16名の組合員で交渉に臨みました。

### 変形労働時間制って何？

過日NHKの報道による突然の「変形労働時間制」の試験的実施の発表がありました。私たち教職員の重要課題である働き方改革が懸案事項であるにもかかわらず、組合に対する説明もなく、現場にも知らせず、まるで決まったことのようにいきなりメディア発表されること自体異例です。私たちはまずこの事態について抗議しました。

### 試行後に

### 組合と問題点の協議を約束

この耳慣れない「変形労働時間制」ですが、もとは文部科学省が教員のはたらき方改革の一環として、「1年単位の変形労働時間制」の導入を打ち出したことに始まります。さいたま市教委は現状の法(条例)に照らし合わせ、1カ月を単位とした変形労働時間制を提案しました。

具体的には、例えば学期末の仕事が集中する7月の勤務時間を7時間45分から1時間延長し、その分を1カ月以内(夏休み)に調整(割り振る)というもので、いわば月単位の「変形労働時間制」ということとなります。実施の仕方は各学校に任せられたようで、ある小学校では7月の授業日のうち4日間を1時間延長する勤務日とし、その4時間分を夏休みのある日に取るようにするといっています。

市教委によると、まず全小・中・高校の校長に説明を行い、それぞれ1校ずつをモデル校として指定し、試験実施を行う予定で、校長に立候補を呼び掛けました。結果的には小学校6校、中学校4校、高校1校の立候補があったので、そのすべてをモデル校として決定したとのこと。

市教委はこのシステムは、忙しい先生方のため、時間外労働を本来の勤務と認め、その分を長期休業に振り替える望ましい施策であり、同時に残業時間が減る理想的な業務改善と説明しています。以

### まずは 現行の「時間調整」制度の 徹底が最優先

しかし、市教委が学期末の成績処理などの業務を勤務として認めるならば、今ある「超過勤務の時間調整」を管理職にしっかり指導徹底し、調整を確実に取らせることこそ重要であることを交渉の中で強く訴えました。

これについては指定休を取った時の拘束力を何度も例に挙げ、この制度が指定休と同じくらい

前学校五日制が導入された時の「指定休」の制度を引き合いに出し、「ただ働きはダメ」「この制度を実施した方が確実に休みがとれる。なぜ反対なのか理解できない。」と強気の主張でした。

取りやすさがあると強調し、導入撤回の姿勢は示さず、「割り振り変更を徹底させた上に、プラスして変形労働時間制を行う」と回答しました。

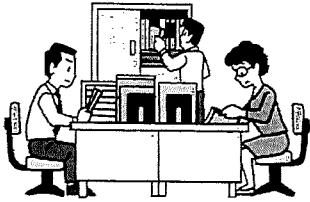
しかし子どもを迎えや家族の介護・子育てなどの時間に追われて生活している教師にとっては拘束時間が増え、結局は年休をとって勤務時間中に帰るなど、生活に大きく

影響する恐れがあります。市教委はこれについて、すべての教職員ではなく「適用対象外も配慮する」とし、全員ではなく、定時に帰宅しななければならない人は対象にしないと回答しました。

さらにこの制度はあくまでも「成績処理等の従事のためのもの」であり、この時間に会議などを実施するものではないとのことでした。

市教委が長時間労働、時間外労働を認め、代替措置を取ろうとする意図はあるにせよ、本来の実労働時間の削減は後回しにして「残業時間も減ります」というマジックのような施策は認めるわけにはいきません。

今回の交渉では制度試験導入の撤回は引き出すことはできませんでしたが、試験結果は市教組に情報提供し、協議することを約束させました。また、変形労働時間制導入によって業務改善を終わらせることはあってはならず、昨年の交渉で約束した教育行政としての(各課)の業務改善案の作成はトーンダウンしないことについても約束を再確認しました。(栄養職員交渉は裏面)



# サービス残業はダメ!



## 市教委は、問題があった場合の校長への指導を明言

## 栄養教職員・栄養教諭の働き方改革についての交渉

過半数を上回るアンケート回答をもとに交渉をもつ

### 切実な栄養士・栄養教職員の願い

過日、市内全校の栄養職員・栄養教諭さんに働き方に関するアンケートを実施しました。組合員だけでなく市内全員の方に呼びかけましたが、過半数(80/151)の方から切実な願いが寄せられました。その回答数の多さに驚かされます。また、学級担任だけでなく、直接毎日の子どもたちの食を司り、命にもかかわる大切な仕事している栄養職員・栄養教諭の仕事の困難な実態や強い願いが改めて浮き彫りになりました。市教組はこれをまとめて交渉にあたりました。

最初に、各校に「課せられ」る基本献立について、これは学校の実態にそぐわず、かえって足かせになっている声が多いことについて健康教育課に問い質しました。「(現場からの)クレームは伝わっていないかった」「見直さなければいけないと思う」との認識であることを確認しました。次に、各学校で負担になっているアレルギー対応について、また、その

ための資料作り、代替食や除去食について、先のアンケートの声や、交渉参加者からの切実な声を紹介しました。さらにこのような業務のため、ほぼ全員の栄養職員、栄養教諭が時間外の労働を課せられていること、それにもかかわらず時間外手当がほとんど支給されない実態も告発しました。中には、土、日の出勤に対してタイムカードすら打刻させない管理職もあり、まったくのサービス残業になっていることを指摘しました。が、教職員人事課長は「サービス残業はダメ!」「そのような問題があったら」言ってくください。校長に指導します。」と声高に回答しました。

また、随探の栄養職員、栄養教諭も多くなっていることでもその方たちへのサポートも十分でないことを訴えました。市教委は「頭が下がる思い」「本来は献立作りが第一の仕事」「実態把握をして、これからも考えたい」と改善を約束しました。アレルギー対応に迫られるだけでなく、「食育」の立場から、子どもたちが楽しく安全な給食の提供が受けられるような体制になることを組合としても強く願い、改善の要求を続けていきます。

### 時間外勤務手当の支給は適切に なされているか

ところで、交渉の中で明らかにになったことですが、栄養職員や事務職員に対して法的に認められている時間外勤務手当が正常に支給されていない実態がほとんどの職場であるようです。みなさんの学校はどうですか。アンケートでも、また、職場実態からも明らかですが、100パーセントに近い栄養職員、事務職員の方が超過勤務を課せられています。中には休日出勤しているにもかかわらずカードの打刻すら認めず「ただ働き」ボランティア勤務が常態化しています。校長は配慮をしていますが、超過するような配慮をしていきますか。仮に時間外に勤務が及んだ時、手当が支給されるよう適切な指示をしていますか。市教組は、この問題に對しても、各学校の時間外勤務の実態、時間外手当の請求の有無、支給の実績について市教委に調査を求めていきます。



## ～ こどもたちにより良い教科書を! ～ 市教委は教科書採択に 現場教師の意見を尊重せよ

新教育課程実施に伴い、教科書採択が行われます。今年度は、小学校については来年度の本格実施に向けた採択、そして、中学校については5年に一度の採択のため、再来年の新教育課程実施と合わせ、2年連続の採択となります。すでに各学校の調査研究として、先生方が教科書展示会場に出張して、忙しい中でも調査研究の報告をされたことと思います。この現場の先生方の声と、教育現場代表の選定委員会の意見をもとに、8/1と8/8に開かれる教育委員会議で教科書が決まります。従来の選定会議では、学校票や選定委員会の推薦が大いに尊重されてきた経緯があります。しかしながら一昨年の会議では、圧倒的な学校票(調査研究)や選定委員会の意見があったにもかかわらず全く少数意見の道徳教科書が採択されました。これについては市教組は強く抗議しましたし、マスコミにも取り上げられて大きな問題となりました。

学校の票数や選定会議の意見は公表されませんが、今回の採択において、まずは現場の先生方の声が尊重されることを強く願うものであります。今回の教科書採択についても、大いに注目していきたいと思えます。



### ◆ 交渉をふり返って ◆

私たちがさいたま市教職員組合は本来の業務改善、学校の働き方改革の立場から、この「変形労働時間制」に強く反対します。このような施策を提案する以前に、行政はまず業務改善を行うこと、教師の定数増を図ることが第一の使命です。また、早急の施策として、現在行われている学期末の時間外勤務を「勤務」と認め、夏休みに調整をとることを行うべきです。なお、調整の対象になるものは「さいたま市教職員の週休日等の割振り変更について」によって校長から周知されているはずですが、以下のように示されています。  
・職員会議や公務分掌に基づく会議用務(分掌会議、学年会議、校内委員会等)、教務用務、生徒指導用務、旅行命令による用務、その他学校運営上必要な用務  
・成績処理における評価評定に関する事務処理、通信簿作成に関する事務処理並びに指導要領作成に関する事務処理